

公共工事請負契約における受発注者協議の可視化の提案

大阪大学大学院 正会員 ○浜田 成一
大阪大学大学院 正会員 水谷 大二郎

大阪大学大学院 正会員 貝戸 清之
玉石重機株式会社 正会員 杉原 栄作

1. はじめに

土木工事の建設契約には、不完備要素の高い契約が多く契約締結時に予測できなかった事象が顕在化するときには、受発注者間において契約変更協議が実施される。それらの状況によっては、協議が円滑に進まず契約紛争に発展する事例も少なくない。本提案は、公共工事の建設工事における工事請負契約に着目して、1) 国民への説明責任、2) 建設契約の二者執行構造、などの建設工事の遂行の問題点や課題について考察する。その上で、受発注者間の建設工事の遂行を円滑に進める方策として、第三者への説明責任と、建設工事の執行状況の透明性に着目した協議経過の公開（経過管理システムによる可視化）を提案する。

2. 我が国の建設工事の執行構造から見た公共工事の建設契約の特質

公共工事の建設契約の大多数は、受発注者の二者執行構造である。二者執行構造では、発注者は受注者である建設企業を監理・監修して、受注者に品質の高い目的構造物の築造を要求する。その一方で、図-1で示すように公共工事標準請負契約約款には設計会社や建設コンサルタントなどに関する位置付けや責任分担の記載はない。設計会社や建設コンサルタントは、発注者側のスタッフ部門としての専門技術者集団と位置づけられ、発注者側の企画・計画、調査、設計等の個別業務の役割を担っている。したがって、設計会社や建設コンサルタントは実質的な設計者として、あるいは第三者として関係せず、あくまでも発注者側のスタッフ部門の役割を担っている。図-1、図-2の二者執行構造による形態は、発生した問題を発注者と受注者が協議して解決策を求めていく構造である。そのため、二者執行構造では、受発注者間で建設契約を結び、直接、発注者が工事の監理・監修を行う。このような二者執行構造は、国際プロジェクトにみられるような三者執行構造とは異なり、第三者である工事監理者が独立していないために、発注者自身が自ら執行の経過管理を行い、それに基づいて国民や納税者にプロセスを伝えるという根本的な考え方が希薄で透明性を高めることが難しい執行構造になっている。

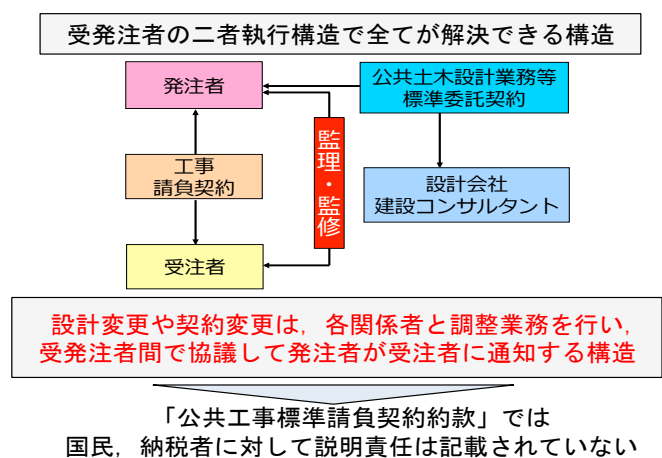


図-1 発注者と受発注者の二者執行構造

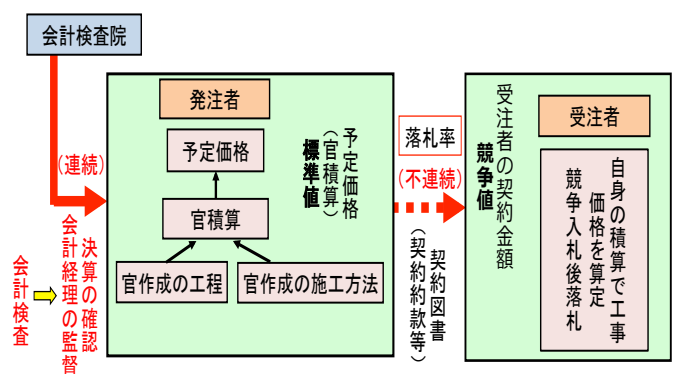


図-2 発注者の予定価格と受発注者の積算の違い

3. 可視化の重要性

建設工事の透明性を確保するためには、工事の進捗過程を可視化する必要がある。建設産業は、結果管理の構造であり経過管理の必然性の意識が乏しい産業形態といわれている。公共工事標準請負契約約款などでは、契約条件の変更が発生した場合に設計変更という形で対処することが明示されているが、第三者にその経過を公開することについては記載されていない。我が国の公共工事では、発注者が時間とコストを算出して受注者へ支払うために、

キーワード 建設契約、二者執行構造、建設工事の透明性、説明責任

連絡先 〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 2-1 大阪大学工学研究科 地球総合工学専攻 TEL: 06-6879-7622

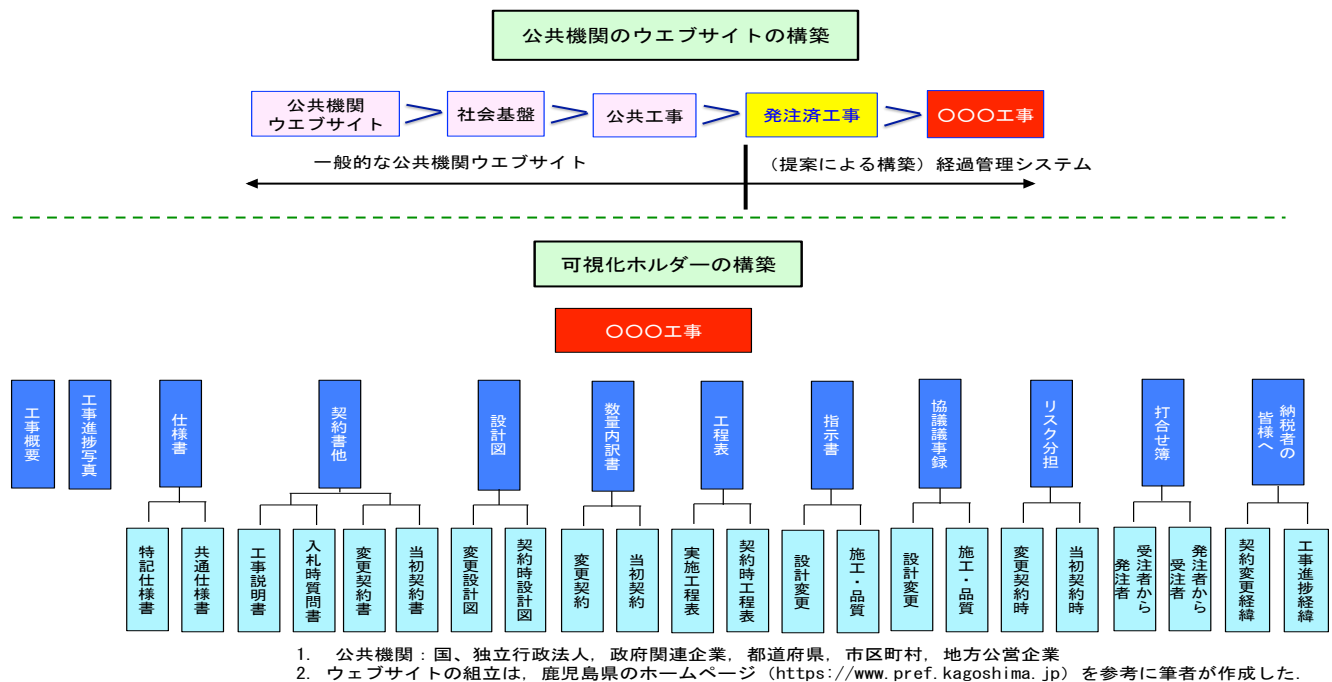


図-3 稼働中の建設工事を想定した経過管理システムによる可視化（概念図）

受発注者が公の場での協議や交渉を行う必要のない二者執行構造となっている。したがって、第三者に対してこれらの経過を開示する意識が乏しく、説明責任に対する意識が希薄である。建設工事の契約変更に起因した紛争事例などを回避するためにも、第三者に公開して合理的で透明性のある経過管理システムの構築が急がれる。経過管理システムの公開には、必要な情報の可視化が不可欠であり、受発注者が双方向にアクセスして情報確保が可能で、あわせて第三者が可視化できるシステムの構築が重要となる。

4. ICTによる「経過管理システム」の具体例

図-3は、現在稼働中の建設工事を想定して経過管理システムを示している。経過管理システムの概観としては、1) 納税者の皆様へ、2) 打合せ簿、3) リスク分担、4) 協議議事録、5) 指示書、6) 工程表、7) 数量内訳書、8) 設計図、9) 契約書他、10) 工事進捗写真、11) 工事概要、などのフォルダを設けて受発注者が双方向で協議書などのエビデンスを保存し、第三者にも公開が可能なシステムである。このような公開システムにより、受発注者や関係者だけでなく、第三者も稼働中の建設工事の進捗状況や契約変更を把握することが可能となる。第三者（国民や納税者）に対しては、オンラインデータベースのウェブサイトを使い、稼働中の建設工事の進捗状況や各種協議の経緯をICTを使って構築することで広く可視化が可能となる。工事内容や設計変更などを日常的で継続的に点検、監視ができるモニタリングシステムの構築は建設工事の透明性を向上させるためには必要である¹⁾。

5. おわりに

公共工事における建設契約の二者執行構造が、第三者に対して建設工事の執行の経緯を説明する必要性のない点に課題があることに言及した。工事の進捗状況や協議事項を第三者に示すとともに、建設工事を円滑に進める方策として、経過管理システムを提案した。稼働中の建設工事の経緯について経過管理システムを通して第三者にも可視化することにより、1) リスク分担の明確化、2) 建設工事の透明性、3) 国民・納税者への説明責任の確保、などの観点から、より適正な建設契約の可能性を示した。

【参考文献】

1) 浜田成一，貝戸清之，水谷大二郎，杉原栄作，平川勝彦：国内土木工事における契約紛争事例に基づく受発注者間協議の可視化の提案，土木学会論文集 F4（建設マネジメント）特集号，p.I_123-I_134，2016。